

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和8年度 公文書開示（5月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R8.3.23	R8.5.22	未来戦略における観光に係る中間目標の設定について （別紙参考資料含む） M I C E誘致における新たな目標設定について	3	1															産業労働局観光部企画課
2	R8.3.23	R8.5.22	PRIME観光都市・東京 東京都観光産業振興実行プラン 2024-2026の主な政策目標（下記）を定める上で用いられた文書一切（目標の根拠（試算、推計など）や、実態調査資料などの文書を想定しています。） ・東京の文化的環境を楽しんでいる人の割合 70% 60%																対象となる文書は公表されている資料である。 （参考）「未来の東京」戦略Version up 2023 https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/seisakukikaku/chukanmokuhyou そのため、東京都情報公開条例第18条第2項に規定するインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報に当たり、開示請求の対象とならない。	産業労働局観光部企画課
3	R8.3.31	R8.5.22	未来戦略における観光に係る中間目標の設定について （別紙参考資料含む） M I C E誘致における新たな目標設定について	3	1															産業労働局観光部企画課
4	R8.3.31	R8.5.22	PRIME観光都市・東京 東京都観光産業振興実行プラン 2024-2026で掲げられている、主な政策目標（東京の文化的環境を楽しんでいる人の割合 70% 60%）それぞれの目標値の算出根拠がわかる文書 また、それぞれの政策目標を設定するにあたり意思決定プロセスがわかる文書一切																対象となる文書は公表されている資料である。 （参考）「未来の東京」戦略Version up 2023 https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/seisakukikaku/chukanmokuhyou そのため、東京都情報公開条例第18条第2項に規定するインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報に当たり、開示請求の対象とならない。	産業労働局観光部企画課
5	R8.3.31	R8.5.22	PRIME観光都市・東京 東京都観光産業振興実行プラン 2024-2026の政策目標達成に向けて行われる事業、施策の名称と概要、令和8年度の予算額がわかる資料 ※資料がない場合、施策の名称と概要、令和8年度の予算額を教えてください。																対象となる文書は公表されている資料である。 （参考）令和8年度一般会計予算説明書 https://www.zaimu1.metro.tokyo.lg.jp/zaisei/yosan/8ippansetumei.pdf そのため、東京都情報公開条例第18条第2項に規定するインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報に当たり、開示請求の対象とならない。	産業労働局観光部企画課

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和8年度 公文書開示（5月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
6	R8.3.31	R8.5.22	東京都において宿泊税の導入時点の東京都の観光施策の名称と、導入年度から現在に至るまでの予算額の推移及び、東京都において宿泊税の導入後、新たに追加された観光施策の名称と当該施策の導入年度から現在に至るまでの予算額の推移がわかる文書																対象となる文書は公表されている資料である。 （参考）各年度の予算説明書 そのため、東京都情報公開条例第18条第2項に規定するインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報に当たり、開示請求の対象とならない。	産業労働局観光部企画課
7	R8.5.13	R8.5.26	公募による秋葉原駅前都有地の売払いについて																本件対象公文書は、東京都公文書館に移管されており、特定歴史公文書等に該当するため（東京都情報公開条例第2条第2項第2号）。	産業労働局総務部企画調整課